

保護者の皆様

近畿情報高等専修学校

校長 小寺 克一

感染症における出席停止について

平素は本校教育に、ご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、医療機関で【別表1】に示す感染症と診断された場合の処置といたしましては、感染症の流行を予防するために、学校保健安全法第19条の定めるところにより、出席停止の措置を行います。

出席停止となった期間は「生徒指導要録」の「出席の記録」に、“出席停止・忌引等の日数”として記録され“欠席日数”には数えませんが、本校所定の出席停止期間証明書、または医療機関の発行する診断書の提出が必要となります。

- ※ 出席停止証明書は本校のホームページよりダウンロードしてご使用ください。
- ※ 診断書や出席停止証明書は、受診される医療機関によって、有料な場合や本校所定の出席停止期間証明書が使用できない場合もありますので、主治医にご確認ください。
- ※ 第3種感染症の「その他の感染症」に診断された場合につきましては、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発症・流行の様態等を考慮の上、出席停止に該当するかどうかを判断いたしますので、お手数ですが学校までお問い合わせください。

学校感染症と出席停止の基準

分類	病名		出席停止の基準	
第 1 種	(※)		治癒するまで	
第 2 種	インフルエンザ		発症後 5 日、かつ、解熱後 2 日(幼児 3 日)が経過するまで	
	百日咳		特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹(はしか)		解熱した後 3 日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)		耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで	
	風しん		発疹が消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)		すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱		主要症状が消失した後 2 日を経過するまで	
	結核		症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎		症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
第 3 種	コレラ		症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	細菌性赤痢		症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	腸管出血性大腸菌感染症		症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	腸チフス		症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	パラチフス		症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	流行性角結膜炎		症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	急性出血性結膜炎		症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	その他の感染症	溶連菌感染症		適正な抗菌剤治療開始後 24 時間を経て全身状態が良ければ登校可能
		ウイルス性肝炎		A 型・E 型: 肝機能正常化後登校可能 B 型・C 型: 出席停止不要
		手足口病		発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
		伝染性紅斑		発疹(リンゴ病)のみで全身状態が良ければ登校可能
		ヘルパンギーナ		発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
		マイコプラズマ感染症		急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
		感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症)		下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
		アタマジラミ		出席可能(タオル、櫛、ブラシの共用は避ける)
		伝染性軟属腫(水いぼ)		出席可能(多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける)
伝染性膿痂疹(とびひ)		出席可能(プール、入浴は避ける)		

※第 1 種学校感染症: エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、鳥インフルエンザ(H5N1)など

主治医様

近畿情報高等専修学校

校長 小寺 克一

出席停止期間証明書発行について（お願い）

この度、本校生徒より学校感染症罹患の届けがあり、学校保健安全法第 19 条で定めるところにより出席停止の措置を行いました。

お手数ですが、下記の証明書に必要事項をご記入いただき、本校生徒にお渡しくださいますようお願い申し上げます。

キ リ ト リ セ ン

出席停止期間証明書

近畿情報高等専修学校

年 組 番 氏名

*該当する感染症名に○印、または記入をお願いいたします。

分類	感染症名と出席停止の期間と基準		
第 2 種		インフルエンザ	発症後 5 日、かつ解熱した後 2 日が経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適切な抗菌剤による治療が終了するまで
		麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、 全身状態が良好になるまで
		風しん	発しんが消失するまで
		水痘（水ぼうそう）	全ての発しんが痂皮化（かさぶた）するまで
		咽頭結膜熱	主要症状（発熱、咽頭炎、結膜炎など）が消失した後 2 日を経過するまで
		結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
その他感染症（			

今回の疾病での自宅療養期間

年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

令和 年 月 日

医療機関名

主治医

印